

問題 1. 九州にある A 市では、市で保有する外為令別表の 3 の 2 の項 (2) に該当するクロスフローろ過用の装置の製造技術を、姉妹都市で、水不足に悩んでいる中国にある B 市に来月無償で技術提供する予定である。この場合、姉妹都市による平和友好目的であるので、A 市は役務取引許可を取得することなく B 市に、当該製造技術を提供することができる。

問題 2. リスト規制に該当する貨物であっても、輸出令第 4 条第 1 項で規定する特例の条件を満たせば、輸出許可を取得する必要はない。

問題 3. 東京にある貿易会社 A は、現在、特別一般包括輸出・役務 (使用に係るプログラム) 取引許可と特別一般包括役務取引許可を取得している。  
したがって、仮に今日受注したリスト規制該当貨物 X (プログラムはない。) が、包括許可取扱要領にある [別表 A] のマトリックスで、「一」となっていないければ、あらゆる国のどのような顧客であっても輸出することができる。

問題 4. 大阪にある電機メーカー A は、社長の他に、副社長も代表取締役である。この場合、副社長を輸出管理の最高責任者にしても、輸出管理内部規程上、問題はない。

問題 5. 2001 年 9 月にアメリカで発生した同時多発テロ以降、国際的な安全保障環境の変化に伴い、世界の安全保障貿易管理の役割は、大量破壊兵器等の拡散や通常兵器の過度な蓄積を防止することを達成するため、懸念国のみならず、非国家主体であるテロリストも規制対象として管理するようになっている。

問題 6. 東京にある工作機械メーカー A は、外為令別表の 2 の項に該当する最新の NC 工作機械 X の図面 4 枚をドイツにある生産子会社 B に最終確認のために、電子メールで来週送る予定である。当該図面 4 枚では、最新の NC 工作機械は製造できないのであれば、役務取引許可は不要である。

問題 7. 大阪の自動車メーカー X 社は、マレーシアの自動車販売会社 Y 社から同国国防省向けの自動車 200 台の引合を受けた。当該自動車は一般市場で販売されている標準仕様のものであり、リスト規制に該当しない。念のため、用途につき、販売会社 Y 社に確認したところ貨物や人員輸送の為の民生用途である旨の確認レターを入手した。その後、輸出時までには経済産業大臣から通知（インフォーム）もなかったため輸出許可を取得することなく輸出した。

問題 8. 東京にある貿易会社 A は、同社のシンガポール支店 B から、台湾のプラスチック素材メーカー C から塩化ビニールを購入し、パキスタンにあるパイプメーカー D に売却する取引について、安全保障貿易管理上の規制で問題がないか相談を受けた。貿易会社 A は、メーカー D を調べたところ、外国ユーザーリスト掲載企業であることが判明した。しかし、当該貨物は台湾のメーカー C より、パキスタンのメーカー D に直接輸出されることから、本件を含め今後、支店 B が行う仲介貿易取引については、そもそも外為法では規制されていないと支店 B に回答した。

問題 9. 輸出令別表第 1 の 1 から 15 までの項のいずれかに該当する貨物は、輸出令別表第 1 の 16 の項に該当しないといえる。

問題 10. リスト規制に該当する貨物 X の納入先のロシア企業 A の社員が事前に来日して、貨物 X の製造過程を視察に来る予定である。その際、貨物 X の操作手順をその社員に説明する予定であるが、貨物 X は輸出許可を取得したのち企業 A に納入されるので、操作手順がリスト該当技術であるとしても、常に役務取引許可を取得する必要はない。

問題 11. キャッチオール規制の許可申請は、安全保障貿易審査課に行く。

問題 12. 取引審査における需要者の確認は、需要者が外国ユーザーリストに掲載された企業・組織でないことを確認するだけで十分である。

問題 13. 横浜にある家電量販店 A は、厚木にある在日米軍基地内の販売店から、大型液晶テレビ 20 台を受注した。在日米軍基地は治外法権であることから、当該液晶テレビを納品する行為は「輸出」にあたる。

問題 14. 一般包括許可の申請を行うことができる者は、輸出管理内部規程を整備し、経済産業省から輸出管理内部規程受理票等の交付を受けている者に限られている。

問題 15. すべての包括許可の有効期限（期間）は最長でも 3 年を超えることはない。

問題 16. 平成 18 年 3 月の大臣通達では、本邦法人の海外子会社については、100%出資の子会社であっても、別法人であることから、海外子会社の自主輸出管理に任せ、親会社の輸出管理の指導は不要としている。

問題 17. 大阪にある貿易会社 A は、シカゴにある自動車メーカー B より、1 つの注文で、輸出令別表第 1 の 6 の項（1）に該当する軸受 X（価額 90 万円）及び輸出令別表第 1 の 6 の項（6）に該当する測定装置 Y（価額 95 万円）の注文を受けた。この場合、貿易会社 A は、少額特例が適用できるので、輸出許可を取得する必要はない。なお、輸出令別表第 1 の 6 の項には、告示貨物はない。

問題 18. 静岡にある A 大学の X 教授は、英国にある出版社との契約に基づき、外為令別表の 10 の項（1）に該当するレーザー発振器の効率的な製造技術に関する研究論文を、世界中で販売されている同社の科学雑誌に掲載するために、編集者にメールで送る予定である。この場合、X 教授は、役務取引許可を取得する必要はない。

問題 19. 神戸からドバイを経由し、最終的にはイスラエルにリスト規制該当貨物を輸出する場合、輸出許可申請の仕向地は、経由地のドバイでもよい。

問題 20. 新潟にある食器メーカー A は、北京にある政府系のホテル B から、リスト規制に該当しない高級な銀の食器セット（1,000 セット）の注文を受けた。食器メーカー A は、ホテル B とは、初取引だったので、ホテル B のホームページを調べたところ、外国ユーザーリストに掲載されている中国の企業 C（懸念区分は、ミサイル）が、ホテル B の大株主であることが判明した。この場合、食器メーカー A は、大量破壊兵器キャッチオール規制の輸出許可を取得する必要はない。

問題 2 1. 外為法第 5 3 条では、「経済産業大臣は、第 4 8 条第 1 項の規定による許可を受けないで同項に規定する貨物の輸出をした者に対し、【 A 】以内の期間を限り、輸出を行い、又は特定技術を外国において提供し、若しくは非居住者に提供することを目的とする取引若しくは当該取引に関する特定記録媒体等の輸出若しくは外国において受信されることを目的として行う電気通信による特定技術を内容とする情報の送信を行うことを禁止することができる。」と規定しているが、【 A 】には、「3年」が入る。

問題 2 2. 東京にある貿易会社 A では、グループ企業の協力を得て、コンゴ民主共和国（国連武器禁輸国）にある難民キャンプの人道支援を行う予定である。その際、リスト規制に該当しない鍋やプラスチック製品を 5, 0 0 0 セット輸出する予定であるが、この場合、輸出時までに経済産業大臣からのインフォームがなければ、通常兵器キャッチオール規制に基づく、輸出許可は不要である。

問題 2 3. 横浜にあるソフトウェアメーカー A は、アメリカにある X 社が開発したタブレット型パソコン用の通信アプリケーションソフト  $\alpha$  を開発した。通信アプリケーションソフト  $\alpha$  は、外為令別表の 9 の項に該当する暗号プログラムを含んでいるが、無料アプリケーションソフトとして、不特定多数の者が誰でも入手できる X 社のサイトに来週、アップロードする予定である。この場合、ソフトウェアメーカー A は、役務取引許可は不要である。

問題 2 4. 福岡にある貿易会社 A は、東京にある素材メーカー B の製品 X を購入して、ドイツの自動車メーカーに輸出する予定である。素材メーカー B は、上場企業なので、貿易会社 A は、製品 X について、非該当の判定書を入手できれば、あらためて該非判定書の内容を確認する必要はない。

問題 2 5. 外為法では、輸出許可が必要な 8 0 0 0 万円の工作機械を不正輸出した場合、輸出者に対して、4 億円までの罰金を科すことができる。

※問題文中で使用される略称・用語について

外為法	外国為替及び外国貿易法
輸出令	輸出貿易管理令
外為令	外国為替令
平成18年3月の大臣通達	安全保障貿易に係る輸出管理の厳正な実施について
リスト規制	国際的な合意等を踏まえ、武器及び大量破壊兵器の開発等に用いられるおそれの高いもの、具体的には輸出令別表第1の1から15の項に該当する貨物、又は外為令別表の1から15の項に該当する技術（役務）を輸出（提供）しようとする場合、経済産業大臣の許可が必要となる制度。
キャッチオール規制	大量破壊兵器キャッチオール規制と通常兵器キャッチオール規制の両方の概念を含む総称。専ら需要者及び用途に着目した規制。リスト規制を補完するという意味で、補完的輸出規制ともいう。
少額特例	輸出貿易管理令第4条第1項第五号で規定されている特例をいう。
告示貨物	輸出貿易管理令別表第3の3の規定により経済産業大臣が定める貨物をいう。

平成24年度

安全保障輸出管理実務能力認定試験(第23回)

(STC Associate)試験問題